

第46回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年5月26日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

埼玉県所沢市並木一丁目9番地の1
所沢市民文化センター ミュース
ザ・スクエア

■ 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 株式移転計画承認の件

議決権行使期限

2022年5月25日（水曜日）午後6時まで

株式会社ピックルスコーポレーション

証券コード 2925

野菜の元気をお届けします。

PICKLES
New Traditional Taste



株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第46回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告	31
連結計算書類	44
計算書類	46
監査報告書	48
株主総会会場ご案内図	裏表紙

招集ご通知

証券コード 2925
2022年5月10日

株 主 各 位

埼玉県所沢市東住吉7番8号
株式会社ピックルスコーポレーション
代表取締役社長 宮 本 雅 弘

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えないなか、株主様の感染拡大防止及び安全確保の観点から、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面又はインターネット等により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、3頁から4頁に記載のご案内に従って、2022年5月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月26日（木曜日）午前10時
(受付開始：午前9時30分)
2. 場 所 埼玉県所沢市並木一丁目9番地の1
所沢市民文化センター ミューズ ザ・スクエア
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第46期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 株式移転計画承認の件

以 上



- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.pickles.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
 1. 新株予約権等に関する事項
 2. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
 3. 会社の支配に関する基本方針
 4. 連結株主資本等変動計算書
 5. 株主資本等変動計算書
 6. 連結注記表
 7. 個別注記表
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.pickles.co.jp/>）に修正後の事項を掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けて、株主様の安全・安心を最優先に、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面又はインターネット等により議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場賜りますようお願い申し上げます。ご出席される株主様におかれましては、感染予防のためマスクの着用にご協力をお願いいたします。

感染拡大防止の観点から、本年は株主総会会場の座席数を削減いたします。満席となった場合にはご入場いただけないことがございます。万が一、ご入場いただけない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。そのほか感染拡大防止のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

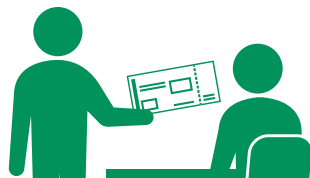
今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.pickles.co.jp/>）にてお知らせ申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席による 議決権行使



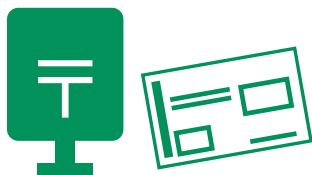
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第46回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

代理人によるご出席の場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人は、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

株主総会開催日時

2022年5月26日(木曜日)
午前10時

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、下記の行使期限までに到着するようにご返信ください。

各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限

2022年5月25日(水曜日)
午後6時到着分まで

インターネット等による 議決権行使

(詳しくは次頁をご覧ください)



スマートフォンで議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又はパソコン等で当社株主名簿管理人が運営する議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード、パスワード」入力による方法で議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年5月25日(水曜日)
午後6時行使分まで

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。



インターネット等による 議決権行使

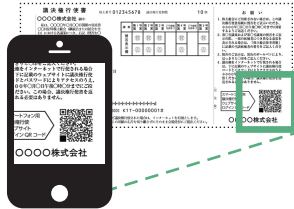
行使期限

2022年5月25日(水曜日)午後6時行使分まで



スマートフォンの場合

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。

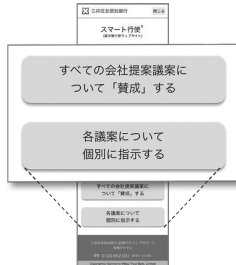


「議決権行使
コード」
「パスワード」
入力不要

ご注意

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力いただく必要があります。

- 2 以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問合わせください。

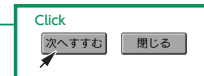
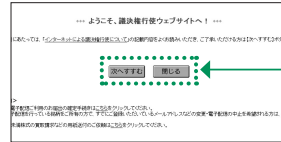
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※機関投資家の皆様へ

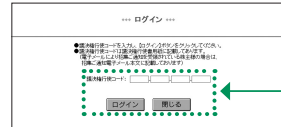
株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

パソコンの場合

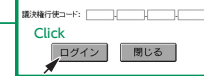
- 1 ウェブサイトへアクセス
<https://www.web54.net>



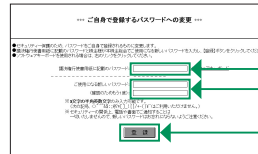
- 2 ログイン



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 パスワードの入力



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。
「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号：**0120-652-031** (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、1株につき前期と比べ2円50銭増配（株式分割前比5円の増配）の20円00銭（株式分割前40円相当）とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

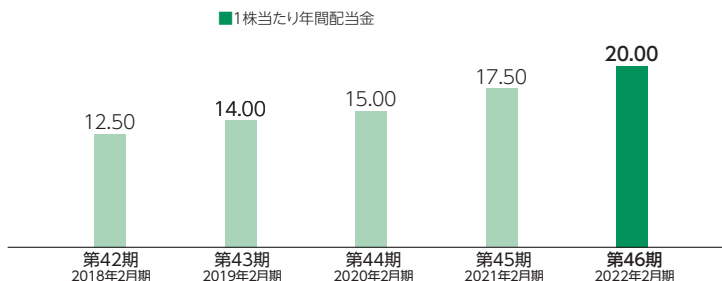
1 配当財産の種類 金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金20円00銭 総額 257,168,600円

（注）2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。

3 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年5月27日

（ご参考） 1株当たり年間配当金（単位：円）



※ 2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。そのため、第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり年間配当金を記載しております。



第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち財務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>



第3号議案

株式移転計画承認の件

当社は、2022年9月1日を効力発生日（予定）として、当社を株式移転完全子会社とする単独株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）の方法により、純粋持株会社（完全親会社）である「株式会社ピクルスホールディングス」（以下、「持株会社」といいます。）を設立することについて、本株式移転に関する株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）を作成の上、2022年4月13日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様にご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は、以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由及び目的

当社は、1977年の会社設立以来、浅漬、キムチを主力製品として、多くの皆様に愛される商品づくりを展開してまいりました。そして、ご飯がススムキムチなどの長年にわたり消費者の皆様からご支持いただける商品をラインナップに揃え、更に、惣菜製品も展開してまいりました。

近年は、既存事業に加え、当社独自の乳酸菌Pne-12（ピーネ12）を活用するなど健康志向に応えた商品及び本格漬物を販売するEC事業、外食・小売事業並びに農業事業などの新規事業も展開しております。

このような事業環境の中、当社グループが持株会社体制へ移行する目的は、第一に、M&Aや新規事業を含むグループ経営の戦略立案機能を強化し、グループ内における経営資源の配分を最適化することです。第二に、監督機能と執行機能を分離することで、持株会社と事業会社の役割と責任を明確化するとともに、各事業会社における意思決定を迅速に行える体制を整え、スピード感をもって時代の変化に対応しグループ競争力の強化を図ることです。

なお、本株式移転に伴い、当社株式は上場廃止となりますが、新たに設立する持株会社の株式について東京証券取引所のプライム市場への新規上場を申請する予定です。上場日は、東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である2022年9月1日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容の概要

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

なお、「株式移転計画書（写）」第5条における別紙2～別紙17につきましては、「第46回定時株主総会 株主総会参考書類＜別冊＞」に記載しております。

株式移転計画書(写)

株式会社ピクルスコーポレーション（以下「当会社」という。）は、当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙1の定款第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「株式会社ピクルスホールディングス」とし、英文では「PICKLES HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、埼玉県所沢市とし、本店の所在場所は、埼玉県所沢市東住吉7番8号とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の定款記載のとおりとする。

第2条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役	宮 本 雅 弘
取締役	影 山 直 司
取締役	蓼 沼 茂
取締役	三 品 徹
取締役	宮 腰 建一郎
取締役	萩 野 頼 子
取締役	田 中 徳兵衛
取締役	土 居 鋭 一



2. 新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

監査役	西	渉
監査役	村	徹
監査役	神	幸雄
監査役	小	正裕

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

監査法人 日本橋事務所

第3条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転により新会社が当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の当会社の株主名簿に記載又は記録された当会社の株主（以下「割当対象株主」という。）に対し、その保有する当会社の普通株式の総数と同数の新会社の普通株式を交付する。
2. 新会社は、本株式移転に際して、割当対象株主に対し、その保有する当会社の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
100,000,000円
- (2) 資本準備金の額
25,000,000円
- (3) 利益準備金の額
0円

第5条（本株式移転に際して交付する新株予約権及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際し、基準時における当会社の新株予約権原簿に記載又は記録された以下の表の①から⑦までの第1欄に掲げる当会社の各新株予約権の新株予約権者（以下「割当対象新株予約権者①乃至⑦」という。）に対し、それぞれの保有する当会社の各新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の第2欄に掲げる新会社の新株予約権をそれぞれ交付する。

また、新会社は、本株式移転に際し、基準時における当会社の新株予約権原簿に記載又は記録された、当会社が発行を予定する以下の表の第1欄の⑧に掲げる新株予約権の新株予約権者（以下、「割当対象新株予約権者①乃至⑦」と総称して「割当対象新株予約権者」という。）に対し、それぞれの保有する当会社の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、以下の表の第2欄の⑧に掲げる新会社の新株予約権を交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	株式会社ピックルスコーポレーション 第1回新株予約権	別紙2	株式会社ピックルスホールディングス 第1回新株予約権	別紙3
②	株式会社ピックルスコーポレーション 第2回新株予約権	別紙4	株式会社ピックルスホールディングス 第2回新株予約権	別紙5
③	株式会社ピックルスコーポレーション 第3回新株予約権	別紙6	株式会社ピックルスホールディングス 第3回新株予約権	別紙7
④	株式会社ピックルスコーポレーション 第4回新株予約権	別紙8	株式会社ピックルスホールディングス 第4回新株予約権	別紙9
⑤	株式会社ピックルスコーポレーション 第5回新株予約権	別紙10	株式会社ピックルスホールディングス 第5回新株予約権	別紙11
⑥	株式会社ピックルスコーポレーション 第6回新株予約権	別紙12	株式会社ピックルスホールディングス 第6回新株予約権	別紙13
⑦	株式会社ピックルスコーポレーション 第7回新株予約権	別紙14	株式会社ピックルスホールディングス 第7回新株予約権	別紙15
⑧	株式会社ピックルスコーポレーション 第8回新株予約権	別紙16	株式会社ピックルスホールディングス 第8回新株予約権	別紙17

(注)「株式会社ピックルスコーポレーション 第8回新株予約権」は本計画承認日現在未発行であり、2022年7月20日を各新株予約権と引換えにする金銭の払込期日とし、同日に発行を予定している。

2. 新会社は、本株式移転に際し、割当対象新株予約権者に対し、その所有する前項の表の①から⑧までの第1欄に掲げる当会社の各新株予約権1個につき、それぞれ第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第6条 (新会社の成立の日)

新会社の設立の登記をすべき日(以下「新会社の成立の日」という。)は、2022年9月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当会社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第7条 (株式移転計画承認株主総会)

当会社は、2022年5月26日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、当会社は、株式移転手續の進行上の必要性その他の事由により、当該株主総会の開催日を変更することができる。



第8条 (株式上場、株主名簿管理人)

1. 新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定する。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人は三井住友信託銀行株式会社とする。

第9条 (自己株式の消却)

当会社は、新会社の成立の日の前日までに開催される当会社の取締役会の決議により、当社が基準時において所有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）を、基準時までに消却するものとする。

第10条 (本計画の効力)

本計画は、(i) 第7条に定める当会社の株主総会において本計画の承認若しくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii) 本株式移転につき必要な関係当局等の承認等が得られなかった場合、又は、(iii) 次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第11条 (株式移転条件の変更及び本株式移転の中止)

本計画の作成後、新会社の成立の日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により当会社の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、当会社は、当会社の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第12条 (協議事項)

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、これを決定する。

2022年4月13日

埼玉県所沢市東住吉7番8号
株式会社ピクルスコーポレーション
代表取締役 宮本 雅弘 ㊞

別紙 1

株式会社ピクルスホールディングス 定款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ピクルスホールディングスと称し、英文では、PICKLES HOLDINGS CO., LTD.と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該事業体の事業活動を支配・管理すること、およびこれに関連または付帯する一切の事業を営むことを目的とする。

- (1) 漬物、惣菜その他の食料品の製造及び販売
- (2) 食品添加物の製造及び販売
- (3) 調味料の製造及び販売
- (4) 菓子、飲料の製造及び販売
- (5) 農産物の生産、仕入、加工及び販売
- (6) 水産物の仕入、加工及び販売
- (7) 前各号に掲げる製品及びこれらの原材料の輸出入及び販売
- (8) 地方卸売市場の開設及び管理運営
- (9) 飲食店の経営及び指導
- (10) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を埼玉県所沢市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人



(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。



第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。



（常勤の監査役）

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規則）

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（報酬等）

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 第40条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から2023年2月28日までとする。

(最初の取締役及び監査役の報酬等)

第2条 第26条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の取締役の報酬等の総額は、年額250百万円以内とする。

2. 第35条の規定にかかわらず、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査役の報酬等の総額は、年額60百万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。



3. 会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 株式移転の対価に関する定めの相当性に関する事項

① 交付する株式数等の相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、当社の株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、当社の株主の皆さまが所有する当社の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株を割当交付することといたします。このため、第三者機関による株式移転交換比率の算定は行いません。

この結果、持株会社の交付する株式数は12,858,430株となる予定であります。本株式移転の効力に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する株式数は変動いたします。なお、当社が保有する自己株式のうち実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取により取得する自己株式を含みます。）については、本株式移転の効力発生に先立ち消却する予定であり、持株会社の普通株式は割当交付されません。

② 資本金及び準備金の相当性に関する事項

持株会社の資本金の額及び準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模並びに資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 株式移転に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

本株式移転に際し、当社の新株予約権者に対して、その有する新株予約権に代わりに交付する持株会社の新株予約権の内容は、当社の新株予約権の内容と同等の内容のものであり、交付する数も同一であることから、株式移転に係る新株予約権の定めは相当であると判断しております。

(3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

4. 持株会社の取締役となる者に関する事項
持株会社の取締役となる者は、次のとおりであります。

みやもと
宮本

まさひろ
雅弘 (1962年3月29日生)

■ 所有する当社の株式数

71,700株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年 4月 東海漬物製造株式会社入社
1990年 12月 当社出向
1999年 2月 当社転籍
2002年 1月 当社製造管理部長
2002年 5月 当社取締役
2005年 1月 当社製造管理部長兼開発室長
2005年 5月 当社常務取締役
2007年 2月 当社営業本部長兼開発室長
2013年 5月 当社代表取締役社長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社ピックルスコーポレーション関西代表取締役
株式会社ピックルスコーポレーション西日本代表取締役
株式会社ピックルスコーポレーション札幌代表取締役
株式会社フードレーベル代表取締役
株式会社フードレーベルセールス代表取締役
株式会社手柄食品代表取締役

■ 取締役候補者とした理由

宮本雅弘氏は、製造管理部門、製品開発部門及び営業部門などを経験し、2013年5月から代表取締役社長として当社の経営を担うなど、当社の経営に関する豊富な経験と実績を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを当社グループの持続的な成長に活かせるものと判断したことから、取締役候補者となりました。



かげ やま
影山
な お じ
直司 (1959年9月19日生)

■ 所有する当社の株式数 115,020株

■ 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1983年 4月 東海漬物製造株式会社入社	2002年 6月 当社営業本部長
1984年 11月 当社出向	2007年 2月 当社製造管理部長
1999年 2月 当社転籍	2020年 5月 当社代表取締役専務
1999年 4月 当社製品開発課長	2021年 5月 当社代表取締役副社長 (現任)
1999年 5月 当社取締役	(重要な兼職の状況)
2000年 6月 当社営業部長	株式会社八幡屋代表取締役社長
2001年 5月 当社常務取締役	

■ 取締役候補者とした理由

影山直司氏は、製品開発部門、営業部門及び製造管理部門などを経験し、2020年5月から代表取締役専務、2021年5月から代表取締役副社長として当社の経営を担うなど、当社の経営に関する豊富な経験と実績を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを当社グループの持続的な成長に活かせるものと判断したことから、取締役候補者といたしました。

た で ぬ ま
蓼沼
し げ る
茂 (1955年1月12日生)

■ 所有する当社の株式数 56,300株

■ 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1990年 12月 飛栄ファイナンス・サービス株式会社入社	2001年 5月 当社取締役
1998年 4月 当社入社	2013年 5月 当社常務取締役
1999年 8月 当社総務部長 (現任)	2021年 5月 当社専務取締役 (現任)

■ 取締役候補者とした理由

蓼沼茂氏は、総務部門における豊富な経験と実績を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを当社グループの持続的な成長に活かせるものと判断したことから、取締役候補者といたしました。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

み し な
三 品

とおる
徹 (1962年8月28日生)

■ 所有する当社の株式数

13,400株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月	株式会社地産入社	2011年 5月	当社取締役
2001年 8月	当社入社	2016年 2月	当社経理財務部長（現任）
2007年 4月	当社経理部長兼財務部長	2021年 5月	当社常務取締役（現任）

■ 取締役候補者とした理由

三品徹氏は、経理財務部門における豊富な経験と実績を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを当社グループの持続的な成長に活かせるものと判断したことから、取締役候補者いたしました。

みや こし けん いち ろう
宮 腰 建 一 郎

(1964年5月10日生)

■ 所有する当社の株式数

21,700株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月	東海漬物製造株式会社入社	2016年 4月	当社営業部次長
1987年 9月	当社出向	2020年 1月	当社開発室長
1999年 2月	当社転籍	2020年 5月	当社取締役（現任）
2002年 1月	当社製造管理部開発課長	2021年 10月	当社商品開発部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

宮腰建一郎氏は、製品開発部門などにおける豊富な経験と実績を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを当社グループの持続的な成長に活かせるものと判断したことから、取締役候補者いたしました。



はぎの 萩野
よりこ 頼子 (1942年8月20日生)

■ 所有する当社の株式数 4,000株

■ 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1990年 6月	コスモ工機株式会社取締役	2015年 5月	当社取締役 (現任)
1996年 5月	株式会社飯能製作所取締役	2016年 2月	宗教法人能仁寺代表役員代務者
2002年 12月	宗教法人能仁寺責任役員 (現任)	(重要な兼職の状況)	
2005年 5月	株式会社飯能製作所代表取締役社長 (現任)	株式会社飯能製作所代表取締役社長	

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

萩野頼子氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験と高い見識を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを活かして、客観的な立場から当社グループの経営を監督していただくため、社外取締役候補者いたしました。

たなか とくべい 田中徳兵衛 (1952年4月20日生)

■ 所有する当社の株式数 200株

■ 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1979年 4月	セントラル自動車技研株式会社入社	(重要な兼職の状況)
1986年 4月	同社取締役副社長	セントラル自動車技研株式会社代表取締役社長
1997年 2月	同社代表取締役社長 (現任)	
2020年 5月	当社取締役 (現任)	

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

田中徳兵衛氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験と高い見識を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを活かして、客観的な立場から当社グループの経営を監督していただくため、社外取締役候補者いたしました。

ど い えい いち
土居 鋭一 (1954年8月2日生)

■ 所有する当社の株式数

200株

■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年 4月	イワキ株式会社入社	2008年 6月	同社取締役営業部長
1986年 4月	カネボウ食品株式会社入社	2010年 6月	同社転籍常務取締役
1989年 10月	協和発酵工業株式会社入社	2012年 6月	同社専務取締役
2000年 4月	協和食品（香港）有限公司総経理	2013年 6月	同社代表取締役社長
2005年 4月	協和発酵フーズ株式会社大阪支社長	2019年 7月	上海哈奇食品有限公司董事長
2006年 2月	同社調味料事業部長	2021年 5月	当社取締役（現任）
2008年 4月	ハチ食品株式会社出向		

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

土居鋭一氏は、長年にわたり食品製造業及び企業経営に携わった豊富な経験と高い見識を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを活かして、客観的な立場から当社グループの経営を監督していただくため、社外取締役候補者といいたしました。

- (注) 1. 取締役候補者宮本雅弘氏は株式会社紀州梅家代表取締役社長を兼務しており、当社と同社の間にはブランド使用料の支払い等の取引関係があります。その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。また、各候補者と持株会社の間には特別の利害関係が生じる予定はありません。
2. 割り当てられる持株会社の株式の数は、所有する当社の株式数と同数となる予定であります。
3. 萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏は、社外取締役候補者であります。
4. 萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって萩野頼子氏が7年、田中徳兵衛氏が2年及び土居鋭一氏が1年となります。
5. 当社は、萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏が持株会社の取締役に選任された場合は、同様の契約を締結する予定であります。
6. 萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏が持株会社の取締役に選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。なお、萩野頼子氏は、宗教法人能仁寺の責任役員であり、当社との間で、土地の賃借などの取引がありますが、その金額の連結売上高に占める割合は0.1%未満となっており、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
7. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定であります。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる争訟費用や第三者に対する賠償金などの損害を当該保険契約で補填することとなり、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



5. 持株会社の監査役となる者に関する事項
 持株会社の監査役となる者は、次のとおりであります。

にし
西

わたる
渉 (1955年10月30日生)

■ 所有する当社の株式数

一株

■ 略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1974年 4月	ハウス食品株式会社入社	2016年 1月	当社顧問
1994年 4月	株式会社デリカシェフ出向	2019年 5月	当社常勤監査役（現任）

■ 監査役候補者とした理由

西渉氏は、長年にわたる食品会社での業務経験と高い見識を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを活かして、監査をしていただくため、監査役候補者いたしました。

むら き
村木とおる
徹 (1958年4月12日生)

■ 所有する当社の株式数

一株

■ 略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1981年 4月 株式会社埼玉銀行入行
 2007年 6月 株式会社埼玉りそな銀行執行役員 オペレーション改革部担当兼オペレーション改革部長兼オペレーション改革部業務サポート室長
 2009年 6月 同行取締役兼常務執行役員 コンプライアンス統括部担当兼リスク統括部担当兼融資企画部担当
 2011年 6月 同行専務執行役員 埼玉西地域本部営業本部長
 2013年 4月 同行執行役員 オペレーション改革部副担当
 2013年 4月 株式会社りそな銀行専務執行役員 オペレーション改革部担当兼システム部担当

2013年 4月 株式会社りそなホールディングス執行役員 オペレーション改革部担当兼IT企画部担当
 2015年 4月 ジェイアンドエス保険サービス株式会社代表取締役社長
 2017年 4月 りそなビジネスサービス株式会社代表取締役社長
 2020年 4月 同社顧問
 2020年 5月 当社監査役（現任）
 2020年 6月 サイボー株式会社常勤監査役（現任）
 （重要な兼職の状況）
 サイボー株式会社常勤監査役

■ 社外監査役候補者とした理由

村木徹氏は、長年にわたる金融機関における業務経験と高い見識を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを活かして、監査をしていただくため、社外監査役候補者といたしました。



かん ざき
神 崎

ゆき お
幸 雄 (1943年11月4日生)

■ 所有する当社の株式数

一株

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

■ 略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)

1968年 3月	東京大学消費生活協同組合入職	2000年 6月	生活協同組合連合会コープネット事業 連合 (現 コープデリ生活協同組合連 合会) 理事長
1972年 5月	東京大学消費生活協同組合常務理事	2007年 6月	生活協同組合コープにいがた理事
1975年 4月	生活協同組合都民生協 (現 生活協同 組合コープみらい) 移籍	2019年 6月	生活協同組合コープにいがた顧問 (現 任)
1978年 4月	生活協同組合さいたまコープ (現 生 活協同組合コープみらい) 移籍	2020年 5月	当社監査役 (現任)
1989年 6月	生活協同組合さいたまコープ (現 生 活協同組合コープみらい) 常務理事	(重要な兼職の状況)	
1994年 6月	生活協同組合連合会コープネット事業 連合 (現 コープデリ生活協同組合連 合会) 専務理事	生活協同組合コープにいがた顧問	

■ 社外監査役候補者とした理由

神崎幸雄氏は、長年にわたる小売業における業務経験と高い見識を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを活かして、監査をしていただくため、社外監査役候補者といたしました。

お だか まさ ひろ
小高 正裕 (1961年4月20日生)

■ 所有する当社の株式数

一株

■ 略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）

1986年 10月	サンワ・等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	2012年 4月	アートスパークホールディングス株式会社社外監査役（現任）
1990年 3月	公認会計士登録、税理士登録、小高正裕公認会計士事務所開業（現任）	2021年 5月	当社監査役（現任）
2007年 1月	株式会社セルシス監査役（現任）		

（重要な兼職の状況）

小高正裕公認会計士事務所所長
 アートスパークホールディングス株式会社社外監査役

■ 社外監査役候補者とした理由

小高正裕氏は、公認会計士・税理士として培われた会計・税務の専門知識及び経験並びに高い見識を有しております。候補者がその経歴を通じて培った経験などを活かして、監査をしていただくため、社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 村木徹氏、神崎幸雄氏及び小高正裕氏は、社外監査役候補者であります。
2. 村木徹氏、神崎幸雄氏及び小高正裕氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって村木徹氏が2年、神崎幸雄氏が2年及び小高正裕氏が1年となります。
3. 当社は、西渉氏、村木徹氏、神崎幸雄氏及び小高正裕氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。西渉氏、村木徹氏、神崎幸雄氏及び小高正裕氏が持株会社の監査役に選任された場合は、同様の契約を締結する予定であります。
4. 村木徹氏、神崎幸雄氏及び小高正裕氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。村木徹氏、神崎幸雄氏及び小高正裕氏が持株会社の監査役に選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
- ・村木徹氏は、取引金融機関である株式会社埼玉りそな銀行の出身者ですが、退職されてから7年以上が経過していることから、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。
 - ・神崎幸雄氏は、取引先であるコープデリ生活協同組合連合会の出身者ですが、退職されてから10年以上が経過していることから、独立性に問題はないと考えております。また、当社グループの連結売上高に占める各取引先の割合は2%未満であり、僅少であります。
5. 本議案が承認可決された場合には、持株会社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結する予定であります。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる争訟費用や第三者に対する賠償金などの損害を当該保険契約で補填することとなり、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。



6. 持株会社の会計監査人となる者に関する事項
 持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

(2022年2月28日現在)

名称	監査法人日本橋事務所
主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋三丁目2番9号
沿革	1969年8月 監査法人日本橋事務所 設立
概要	資本金 30百万円 構成人員 公認会計士 37名（うち代表社員3名、社員11名） 公認会計士試験合格者等 10名 その他職員 14名 合計 61名 関与先 54社

(注) 監査法人日本橋事務所を会計監査人候補者とした理由は、同監査法人の規模、独立性、専門性、監査報酬等を総合的に勘案し検討した結果、適任であると判断したためであります。

以 上

1. 当社グループの現況に関する事項

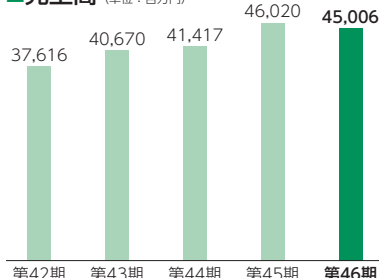
1 財産及び損益の状況の推移

区 分	第42期 (2018年2月期)	第43期 (2019年2月期)	第44期 (2020年2月期)	第45期 (2021年2月期)	第46期 (2022年2月期)
売上高 (百万円)	37,616	40,670	41,417	46,020	45,006
営業利益 (百万円)	1,131	1,409	1,871	2,711	2,942
経常利益 (百万円)	1,233	1,561	1,973	2,829	3,068
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	872	920	1,290	1,832	2,128
1株当たり当期純利益 (円)	72.40	71.94	100.83	142.96	165.59
総資産 (百万円)	21,123	22,132	24,271	25,949	26,091
純資産 (百万円)	11,129	11,904	13,016	14,728	16,757
1株当たり純資産額 (円)	866.53	924.94	1,008.90	1,137.69	1,288.57
自己資本当期純利益率 (ROE) (%)	8.6	8.0	10.4	13.3	13.7
総資産経常利益率 (ROA) (%)	6.2	7.2	8.5	11.3	11.8

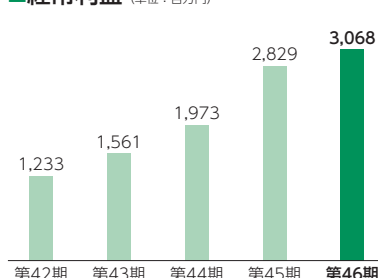
(注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第44期の期首から適用しており、第43期については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

2. 当社は、2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

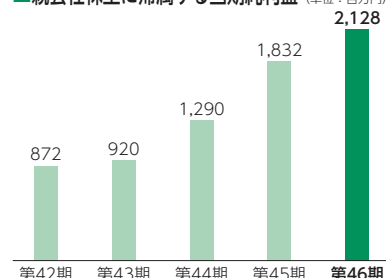
■売上高 (単位: 百万円)



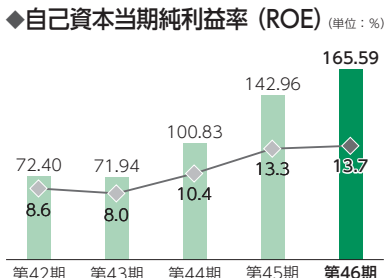
■経常利益 (単位: 百万円)



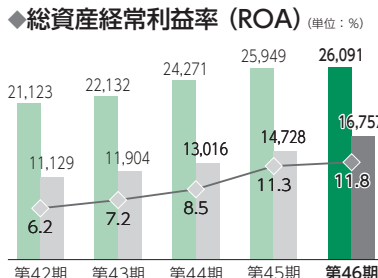
■親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



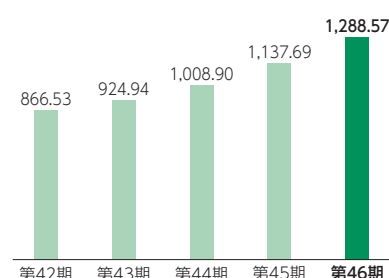
■1株当たり当期純利益 (単位: 円)



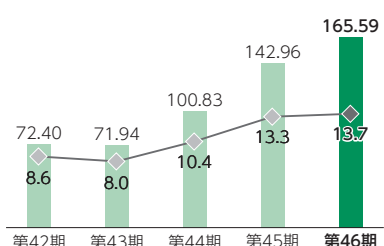
■総資産 (単位: 百万円) ■純資産 (単位: 百万円)



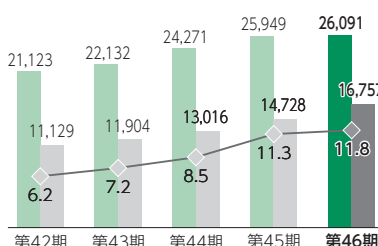
■1株当たり純資産額 (単位: 円)



◆自己資本当期純利益率 (ROE) (単位: %)



◆総資産経常利益率 (ROA) (単位: %)





2 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、ワクチン接種などの対策の進展はありましたが、変異株により感染が再拡大するなど、厳しい状況が続いております。今後、各種政策により経済社会活動が正常化することが期待されているものの、景気の持ち直しの動きには一部に弱さも見られており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、巣ごもり需要が継続したことにより内食需要は底堅く推移しました。一方、外食需要については、営業時間の短縮や酒類提供の制限・禁止の要請などにより需要が低迷しておりましたが、緊急事態宣言の解除後には、外食需要は高まっており、引き続き一定の対策は必要なものの、明るい兆しも見えております。しかしながら、原油価格や原材料の高騰により、厳しい事業環境となっております。

このような状況のなか、当社グループは、北海道から九州まで全国に展開している製造・販売のネットワークを活用し、新規取引先や新しい販路の開拓及び既存得意先の拡販に取り組みました。

販売面では、(株)フードレーベルにおいて、牛角韓国直送キムチなどを対象としたキャンペーンを実施しました。当社では、「お家でおいしくご飯！ご飯がススムプレゼントキャンペーン」と題し、ご飯がススムシリーズを対象としたプレゼントキャンペーンを実施しており、賞品には5種の選べるギフトやクオカードなどを用意しました。また、企業ブランドをアピールする新しいCMを制作し、2021年11月から全国で順次放送しております。

製品開発面では、当社の看板商品であるご飯がススムシリーズの辛口キムチ・カクテキをリニューアルし、2022年2月に発売しております。リニューアル後の包装パッケージには、バイオマスインキの使用やバイオマスマークの表示など、持続可能な環境・社会に向けた取り組みを実施しております。また、手軽にぬか漬を楽しむぬか漬の素「発酵の魔法 かんたん糠床」などを発売しました。量販店などへの提案の幅を広げるため「ご飯がススム豆腐チゲの素」をリニューアルして発売しております。その他、コラボ商品の開発、既存商品のリニューアル等を実施いたしました。

新規事業については、「発酵」をテーマに外食事業及び小売事業を行う「OH!!!～発酵、健康、食の魔法!!!～」（所在地：埼玉県飯能市）を2020年10月に開業しております。セレクトショップ、レストラン、カフェ、ワークショップの4つの施設を展開しており、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで営業しており、多くの方にご来店いただいております。

新型コロナウイルス感染症対策として、出勤前及び出勤時の検温、業務中のマスクの着用、手指消毒、定期的な換気、事務所の休憩室や会議室におけるアクリル板の設置、WEB会議の活用、時差出勤や在宅勤務などを継続して実施しております。また、感染状況を考慮し、当社グループの従業員を対象として、ワクチン接種者に見舞金を支給しております。

売上高は、外出自粛に伴う巣ごもり需要により、家庭内での食事の機会が増加している状況や家飲みによる消費が続いておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染者数が減少し、緊急事態宣言が解除されたことにより、巣ごもり需要が落ち着いたことによる反動減などの影響を受け、減収となりました。

利益については、天候が比較的順調に推移したことで、原料価格が年間を通じて安定したことや生産アイテムの集約を継続したことによる生産の効率化などにより増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は45,006百万円（前期比2.2%減）、営業利益は2,942百万円（同8.5%増）、経常利益は3,068百万円（同8.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,128百万円（同16.2%増）となりました。



3 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は718百万円であり、その主たるものは各工場の生産設備投資であります。

4 資金調達の状況

該当事項はありません。

5 対処すべき課題

食品業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や、原油価格や原材料の高騰が続くなど、引き続き厳しい経営環境が続いております。加えて、少子高齢化などの影響等から市場規模は大きな成長が見込めないなか、消費者の安全・安心への関心は高い状況が続くと考えられ、品質管理の取り組み強化が求められております。

このような状況のもと、当社グループは以下のことに取り組んでまいります。

- ① 全国の製造・販売拠点の活用による売上拡大
全国に製品を供給できる漬物メーカーとして、当社グループの力を最大限に活用し、営業、広告宣伝活動等を積極的に行い、新規取引先の開拓と既存得意先の深耕を図ります。特に、(株)ピックルスコーポレーション西日本の佐賀工場及び(株)手柄食品により生産体制が強化された西日本エリアの売上拡大に積極的に取り組んでまいります。
- ② 製品開発の強化
高付加価値を訴求した製品及びキムチ・浅漬などの既存製品以外にも、漬物や惣菜売場以外の売場に展開できるような新たな分野の製品の開発に取り組み、売上拡大及びブランド力の向上につなげてまいります。
- ③ コスト削減の推進
原料野菜の契約栽培の拡大、資材調達方法の見直し、省力化機械の導入及び生産・物流体制の見直し等によるコスト削減を進めてまいります。
- ④ 食の安全・安心の追求
お客様に安心して食べていただける製品づくりを行うため、食品安全の規格であるFSSC22000及びJFS-Bを活用し、各事業所における品質管理レベルの向上を図るとともに、意図的な異物混入等を防ぐため、フードディフェンスの取り組みを強化してまいります。



⑤ 新規事業の確立

当社独自の乳酸菌Pne-12（ピーネ12）を活用した商品及び本格的な漬物を販売するE C事業並びに外食事業及び小売事業などの新規事業に取り組み、収益拡大につなげてまいります。また、㈱ピクルスファームにおいて、当社グループで使用する野菜の生産を行うとともに、農業を通じた雇用の創出、地域活性化などに取り組んでまいります。

⑥ 経営基盤の強化

将来にわたって成長力、収益力のある企業体質を確立するために、優秀な人材の採用・育成が不可欠と考えております。そのため、目標管理制度、教育プログラムを活用すると共に、福利厚生制度や人事制度などの充実に努めてまいります。また、企業の持続的発展には、E S G（環境・社会・ガバナンス）やS D G s（持続可能な開発目標）への取り組みが不可欠と考えており、事業を通じた社会課題の解決に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

6 重要な親会社及び子会社の状況（2022年2月28日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
㈱ピクルスコーポレーション札幌	60百万円	100.0%	浅漬製造
㈱八幡屋	40百万円	100.0%	漬物製造
㈱ピクルスコーポレーション関西	20百万円	100.0%	浅漬製造
㈱ピクルスコーポレーション西日本	50百万円	100.0%	浅漬製造
㈱フーデレーベル	55百万円	100.0%	漬物等開発・仕入
㈱フーデレーベルセールス	20百万円	100.0% (100.0%)	漬物等販売
㈱手柄食品	60百万円	100.0%	浅漬製造

（注）当社の議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

7 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

当社グループは、浅漬、キムチ、惣菜等の製造及び販売、漬物等の仕入及び販売を行っております。

**9 従業員の状況** (2022年2月28日現在)

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
454名	16名増

(注) 上記の他に臨時雇用者が1,136名(年間の平均人員)おります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
308名	22名増	33.5歳	8.1年

(注) 1. 上記には出向者は含まれておりません。
2. 上記の他に臨時雇用者が673名(年間の平均人員)おります。

10 主要な借入先 (2022年2月28日現在)

借入先	借入残高
(株) 埼玉りそな銀行	1,054百万円
(株) みずほ銀行	471百万円
(株) 武蔵野銀行	362百万円
(株) 三菱UFJ銀行	308百万円
三井住友信託銀行(株)	269百万円
(株) 三井住友銀行	245百万円
(株) 日本政策金融公庫	209百万円

11 その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2022年2月28日現在)

- 1** 発行可能株式総数 47,184,000株
2 発行済株式の総数 12,859,200株
3 株主数 12,704名
4 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
東 海 漬 物 (株)	1,953千株	15.19%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	1,339千株	10.42%
荻 野 芳 隆	483千株	3.76%
(株) 埼 玉 り そ な 銀 行	366千株	2.85%
(株) セ ブ ン - イ レ ブ ン ・ ジ ャ パ ン	280千株	2.18%
ピックルスコーポレーション取引先持株会	235千株	1.83%
田 島 弘 幸	219千株	1.71%
ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデリティ シリーズ イントリンシツク オポチユニティズ ファンド	200千株	1.56%
(株) 武 蔵 野 銀 行	200千株	1.56%
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サポートフォリオ)	198千株	1.54%

(注) 持株比率は自己株式 (770株) を控除して計算しております。

5 その他株式に関する重要な事項

2021年9月1日付で実施した株式分割 (普通株式1株を2株に分割) に伴い、発行可能株式総数は23,592,000株、発行済株式の総数は6,429,600株、それぞれ増加しております。



3. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等 (2022年2月28日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮本雅弘	(株)ピックルスコーポレーション関西代表取締役 (株)ピックルスコーポレーション西日本代表取締役 (株)ピックルスコーポレーション札幌代表取締役 (株)フードレーベル代表取締役 (株)フードレーベルセールス代表取締役 (株)手柄食品代表取締役
代表取締役副社長	影山直司	(株)八幡屋代表取締役社長
専務取締役	蓼沼茂	総務部長
常務取締役	三品徹	経理財務部長
取締役	宮腰建一郎	商品開発部長
取締役	萩野頼子	(株)飯能製作所代表取締役社長
取締役	田中徳兵衛	セントラル自動車技研(株)代表取締役社長
取締役	土居鋭一	
常勤監査役	西 涉	
監査役	村木徹	サイボー(株)常勤監査役
監査役	神崎幸雄	生活協同組合コープにいがた顧問
監査役	小高正裕	小高正裕公認会計士事務所所長 アートスパークホールディングス(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役村木徹氏、神崎幸雄氏及び小高正裕氏は、社外監査役であります。
3. 取締役萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏並びに監査役村木徹氏、神崎幸雄氏及び小高正裕氏は、東京証券取引所が定める独立役員であります。
4. 2021年5月28日開催の第45回定時株主総会において、土居鋭一氏が取締役に、小高正裕氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 監査役小高正裕氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2021年5月28日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、藤原秀次郎氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
7. 2021年5月28日開催の第45回定時株主総会終結の時をもって、磯部真一氏は監査役を辞任により退任いたしました。
8. 2021年7月27日に、萩野芳隆氏は取締役を辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は(株)結わえる代表取締役でありました。

9. 当事業年度中における取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
影山 直司	代表取締役専務	代表取締役副社長	2021年5月28日
藤沼 茂	常務取締役総務部長	専務取締役総務部長	2021年5月28日
三品 徹	取締役経理財務部長	常務取締役経理財務部長	2021年5月28日
宮腰建一郎	取締役開発室長	取締役商品開発部長	2021年10月1日

2 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役萩野頼子氏、田中徳兵衛氏及び土居鋭一氏並びに監査役西渉氏、村木徹氏、神崎幸雄氏及び小高正裕氏は、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役及び監査役並びに当社の執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる争訟費用及び第三者に対する賠償金などの損害が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。



4 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度における報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	296百万円 (18百万円)	120百万円 (18百万円)	87百万円 (-)	89百万円 (-)	10名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	17百万円 (10百万円)	17百万円 (10百万円)	-	-	5名 (4名)
合計 (うち社外役員)	314百万円 (28 百万円)	138百万円 (28百万円)	87百万円 (-)	89百万円 (-)	15名 (8名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等として取締役5名に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等に係る業績指標は、売上高(連結)、経常利益(連結)、親会社株主に帰属する当期純利益(連結)の前期比であり、これらの指標が、経営成績を分かりやすく示しているため選定しています。当事業年度における賞与に係る指標の実績は、売上高(連結)は46,020百万円(前期比11.1%増)、経常利益(連結)は2,829百万円(同43.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益(連結)は1,832百万円(同42.0%増)となっております。
3. 非金銭報酬等として、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、ストックオプションを導入しております。2021年6月29日開催の取締役会決議により、取締役5名に対して新株予約権321個(89百万円)を付与しております。その割り当ての方法は「② c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)」のとおりであります。
4. 取締役の報酬限度額は、2015年5月28日開催の第39回定時株主総会において、年額250百万円以内(うち社外取締役分20百万円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名(うち社外取締役2名)であります。また、別枠で2021年5月28日開催の第45回定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額160百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名(うち社外取締役3名)であります。
5. 監査役の報酬限度額は、2008年5月29日開催の第32回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきまして、次のとおり取締役会において決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役位等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与及びストックオプションにより構成されております。

す。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

- b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職位及び在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定します。

- c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結の売上高、利益などの達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価向上及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、ストックオプションを、毎年、一定の時期に付与し、その権利行使は取締役退任後とします。総数は、前年の付与総数及び当社の業績を考慮し決定し、個人別の付与数は、取締役の役位、在任期間に応じて決定します。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種などの報酬水準を踏まえ、決定します。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

基本報酬、賞与及びストックオプションの個人別の報酬額については、取締役会で決定します。

5 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役	萩野 頼子	(株)飯能製作所代表取締役社長	重要な取引その他の関係はありません。
取締役	田中 徳兵衛	セントラル自動車技研(株)代表取締役社長	重要な取引その他の関係はありません。
監査役	村木 徹	サイボー(株)常勤監査役	重要な取引その他の関係はありません。
監査役	神崎 幸雄	生活協同組合コープにいがた顧問	重要な取引その他の関係はありません。
監査役	小高 正裕	小高正裕公認会計士事務所所長 アーツパークホールディングス(株)社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。



② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会への出席状況(出席率)	監査役会への出席状況(出席率)	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	萩野 頼子	100%	—	取締役会への出席率は100%であり、企業の経営に携わった豊富な経験及び高い見識等に基づき、適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	田中 徳兵衛	92%	—	取締役会への出席率は92%であり、企業の経営に携わった豊富な経験及び高い見識等に基づき、適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	土居 鋭一	100%	—	取締役会への出席率は100%であり、食品製造業及び企業の経営に携わった豊富な経験並びに高い見識等に基づき、適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	村木 徹	92%	92%	取締役会への出席率は92%、監査役会への出席率は92%であり、金融機関での業務経験、他社での監査役としての経験及び幅広い見識等に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	神崎 幸雄	100%	100%	取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率は100%であり、小売業での業務経験及び幅広い見識等に基づき、適宜発言を行っております。
監査役	小高 正裕	100%	100%	取締役会への出席率は100%、監査役会への出席率は100%であり、公認会計士・税理士として培われた会計・税務の専門知識及び経験並びに高い見識等に基づき適宜発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	20百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てており、比率は、表示単位未満を四捨五入しております。



連結貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	10,864	流動負債	7,345
現金及び預金	6,034	買掛金	2,828
受取手形及び売掛金	4,205	短期借入金	1,000
商品及び製品	267	1年内返済予定の長期借入金	885
仕掛品	75	リース債務	8
原材料及び貯蔵品	236	未払法人税等	583
その他	45	賞与引当金	166
		役員賞与引当金	16
		その他	1,857
固定資産	15,227	固定負債	1,989
有形固定資産	13,588	長期借入金	1,035
建物及び構築物	5,215	リース債務	20
機械装置及び運搬具	1,702	繰延税金負債	0
土地	6,401	退職給付に係る負債	567
リース資産	54	負ののれん	59
建設仮勘定	44	その他	305
その他	170	負債合計	9,334
無形固定資産	571	純資産の部	
のれん	403	株主資本	16,451
その他	167	資本金	766
		資本剰余金	2,137
投資その他の資産	1,066	利益剰余金	13,547
投資有価証券	556	自己株式	△0
繰延税金資産	434	その他の包括利益累計額	117
その他	76	その他有価証券評価差額金	117
		新株予約権	188
		非支配株主持分	0
資産合計	26,091	純資産合計	16,757
		負債純資産合計	26,091

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		45,006
売上原価		32,540
売上総利益		12,466
販売費及び一般管理費		9,523
営業利益		2,942
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	8	
負ののれん償却額	37	
持分法による投資利益	33	
受取賃貸料	33	
事業分量配当金	7	
その他	30	151
営業外費用		
支払利息	7	
賃貸費用	17	25
経常利益		3,068
特別利益		
固定資産売却益	0	
補助金収入	35	
受取保険金	60	96
特別損失		
固定資産処分損	17	17
税金等調整前当期純利益		3,147
法人税、住民税及び事業税	1,058	
法人税等調整額	△40	1,018
当期純利益		2,128
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		2,128

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	7,160	流動負債	5,910
現金及び預金	4,104	買掛金	2,206
売掛金	2,643	短期借入金	1,000
商品及び製品	96	1年内返済予定の長期借入金	885
仕掛品	39	リース債務	8
原材料及び貯蔵品	74	未払金	702
前払費用	22	未払法人税等	410
その他	179	未払消費税等	185
固定資産	14,774	未払費用	358
有形固定資産	11,560	前受金	2
建物	3,608	預り金	43
構築物	522	賞与引当金	107
機械及び装置	1,120	その他	1
車両運搬具	14	固定負債	1,794
工具、器具及び備品	147	長期借入金	1,035
土地	6,048	リース債務	20
リース資産	54	退職給付引当金	473
建設仮勘定	44	資産除去債務	212
無形固定資産	141	その他	53
ソフトウェア	129	負債合計	7,705
ソフトウェア仮勘定	4	純資産の部	
電話加入権	5	株主資本	13,971
水道施設利用権	2	資本金	766
投資その他の資産	3,071	資本剰余金	2,032
投資有価証券	247	資本準備金	733
関係会社株式	1,789	その他資本剰余金	1,298
出資金	4	利益剰余金	11,173
関係会社長期貸付金	873	利益準備金	176
差入保証金	61	その他利益剰余金	10,997
繰延税金資産	380	別途積立金	1,909
その他	1	繰越利益剰余金	9,088
貸倒引当金	△286	自己株式	△0
資産合計	21,934	評価・換算差額等	69
		その他有価証券評価差額金	69
		新株予約権	188
		純資産合計	14,229
		負債純資産合計	21,934

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		29,731
売上原価		21,702
売上総利益		8,029
販売費及び一般管理費		5,996
営業利益		2,033
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	7	
受取賃貸料	250	
事業分量配当金	5	
その他	10	278
営業外費用		
支払利息	7	
賃貸費用	328	335
経常利益		1,976
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社貸倒引当金戻入額	58	
補助金収入	1	
受取保険金	60	120
特別損失		
固定資産処分損	2	
関係会社株式評価損	49	
関係会社貸倒引当金繰入額	61	113
税引前当期純利益		1,983
法人税、住民税及び事業税	662	
法人税等調整額	△44	618
当期純利益		1,365

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月18日

株式会社ピックルスコーポレーション
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指定社員 公認会計士 遠藤 洋 一
業務執行社員

指定社員 公認会計士 工藤 和 則
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新藤 弘 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ピックルスコーポレーションの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピックルスコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月18日

株式会社ピックルスコーポレーション
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指定社員 公認会計士 遠藤 洋一
業務執行社員指定社員 公認会計士 工藤 和則
業務執行社員指定社員 公認会計士 新藤 弘一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピックルスコーポレーションの2021年3月1日から2022年2月28日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月18日

株式会社ピックルスコーポレーション 監査役会

常勤監査役	西 涉	Ⓢ
社外監査役	村 木 徹	Ⓢ
社外監査役	神 崎 幸 雄	Ⓢ
社外監査役	小 高 正 裕	Ⓢ

以 上

株主総会会場ご案内図

日時

2022年5月26日(木曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時30分)



会場

埼玉県所沢市並木一丁目9番地の1
所沢市民文化センター
ミューズ
ザ・スクエア
電話：04-2998-6500



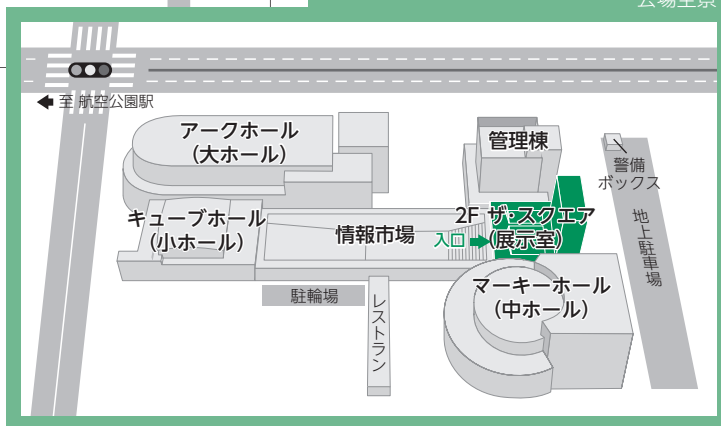
会場全景

交通のご案内

西武新宿線 「航空公園」駅 より徒歩約10分

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

スマートフォンやタブレット端末から下記のQRコードを読み取るとGoogleマップにアクセスいただけます。



お問合せ先

株式会社ピクルスコーポレーション 広報・IR室

〒359-1124 埼玉県所沢市東住吉7番8号
TEL 04-2925-8885
URL <https://www.pickle.co.jp/>

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。



植物油インキを使用しています。